

政治的寛容論における〈不寛容の告発〉問題：グレン・ニューイの対称性構造をめぐって

仲井間，健太
九州大学大学院地球社会統合科学府：博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/4377855>

出版情報：政治研究. 68, pp.59-76, 2021-03-31. Institute for Political Science, Kyushu University
バージョン：
権利関係：

研究ノート

政治的寛容論における〈不寛容の告発〉問題

—— グレン・ニューイの対称性構造をめぐって ——

仲井間 健 太

一 問題の所在

本稿の目的は、現代政治理論のテーマの一つである政治的寛容論が、いかなるパラダイム事例を共有し、何を論争点とし、どのような議論を展開しているのかを示すことにある。このために、近年の政治的寛容をめぐる論争の火付け役とも言えるグレン・ニューイの議論とニューイへの主要な批判を取り上げる。本稿の論点と研究史上の意義を明らかにするため、政治的寛容をめぐる先行研究を概観しておく。

政治的寛容 (political toleration) は、西欧政治思想史の用語法としては、十六・十七世紀のカトリックとプロテスタントの宗派対立に基づいた国家による寛容の形態をモデルとし、「社会秩序と平和を維持するという政治的目的のため、市民として当該国家の秩序に服するのであれば、個人的・私的

な信仰の自由は容認すべきだという考え^①と説明される。そのため、宗教的寛容を歴史上のモデルとするが、本稿で扱う政治的寛容の理論研究は、宗教のみを対象にしない。対象にかかわらず、寛容の主体が政府であることの現代的意味を分析する点特徴的である。

現代政治理論において政治的寛容は、「何が寛容を正当化するのか」を論じるリベラルな寛容論の応用事例として扱われてきた。ジョン・ロールズはこの代表格である。ロールズは『正義論』の第二部において、平等な自由という正義原理から寛容を正当化している^②。この正当化原理を基準に、他者の平等な自由を尊重する者を〈寛容派〉、尊重しない者を〈不寛容派〉とし、この両者間の対立の調停問題として政治的寛容の問題を論じている。この〈不寛容派〉に寛容あるいは不寛容な対応をすべき諸条件は、寛容を正当化する正義原理を考慮に入れて確定される。

「何が寛容を正当化するのか」という論点は、政府や他の市民集団が、特定の不寛容な要求を拒否し、制約を試みる際の諸条件の評価、社会対立を引き起こす要求や行動の評価をめぐる論点として、政治的寛容の議論に直結する。この評価の基準として、中立性、自律、懐疑主義、平和共存のいずれを採用すべきか、これまで多くの議論がなされてきた^③。

寛容の正当化論が、社会対立の裁定方法を評価する規範理論において重要であることは疑えない。しかし、正当化論への集中は、政治的寛容に特有の対立構造を見逃す怖れがある。なぜなら、表現の自由の規制や中絶をめぐる公共論争のように、寛容の正当化理由そのものが、当の対立に巻き込まれ、寛容を困難にし、不寛容を引き起こす場合もあるからだ。いわば「何が寛容の実践を困難にするのか」という問いに取り組む必要があるだろう。ダリオ・カステイリオネとカトリオナ・マッキノンは、論集『寛容、中立性、民主主義』の序文において、寛容をめぐる規範理論には、他の自由主義的諸価値との両立性問題や、政治的寛容の民主主義的手続きによる実現可能性問題といった論点があると述べている⁽⁴⁾。前者の論点は、自由主義的価値が、寛容の実践を正当化するばかりか、むしろ困難にするという問題であり、たとえば自律によって正当化される寛容は、自律を尊重しない集団には適用されるのかという論点を含む。いわゆる多文化主義に関わる議論もここに含まれる⁽⁵⁾。

こうした論点に比べて、民主主義的手続きによる政治的寛容の実現可能性という論点の重要性は、寛容を重視するリベラルな理論家において十分には考慮されてこなかった。だが、T・M・スキャンロンが強調するように、民主主義の制

度は、中絶論争のように妥協できない対立を引き起こし、市民の寛容な態度を掘り崩す働きを持つ⁽⁶⁾。この民主主義の条件下での対立と寛容の困難という事態を踏まえるならば、次のような疑問が浮かぶだろう。ある政策をめぐって対立する集団や党派は、〈寛容派〉と〈不寛容派〉という構図に明確に区別できるだろうか。互いが対立相手を「不寛容だ」と詰りあう状況において、寛容の正当化論が提供する基準は、現代の民主社会に固有の対立をどのように認識させ、また、いかにして政治的寛容を可能にするのだろうか。こうした問いを現代に固有の対立構造という点から捉え直し、政治的寛容のための理論枠組みを再構成したのがニューイである。

ニューイは、民主主義的手続きによる政治的寛容の実現可能性について一貫して批判的であった。彼の基本的主張は二〇〇一年に発表された「民主的寛容はゴム製のアヒルか？」⁽⁷⁾論文にて知られている。この論文は、ピーター・ジョーンズが批判的に検討し、学術誌上の論争を引き起こし、その後の政治的寛容の議論を活発化させた⁽⁸⁾。ニューイは、政治的寛容を現代政治理論の主題の一つにまで押し上げた立役者と言える。

近年の政治的寛容論をめぐる論点の一つは、ニューイによる「寛容の政治的情況」(political circumstances of toleration)

の理解にある。この考えは、ニューイの師の一人であるスーザン・メンダスの提示した「寛容の情況」の延長線上にある。メンダスによれば、寛容が成立するのは「否認や嫌悪や憎悪と結びついた多様性」が存在し、「寛容の主体が客体に影響力」を行使できる場合である⁽⁹⁾。この寛容の情況は、誰かが誰かを寛容するという事態、いわば、寛容が主客という二者関係で成り立つ場合の条件である。この寛容には、市民社会を構成する個人・集団間の水平的関係上の寛容と、国家と社会集団の間の垂直的關係上の寛容という二つの形態がある⁽¹⁰⁾。政治的寛容の最も基本的な形態は、二つ目の垂直的關係における国家による寛容である。しかし、ニューイによれば、この形態は、現代社会における政治的寛容の諸問題を捉えきれない。ニューイは、「寛容の政治的情況」という概念を提示することにより洗練されたモデルを構築している。

寛容の政治的情況は、市民間・集団間での対立が激化し、水平的次元における寛容が難しくなり、政府がこの対立に何かしらの対応をしなければならぬ情況である。この場合、寛容の水平的次元と垂直的次元は、明確には区分されず、交差する⁽¹¹⁾。この政治的情況下の政治的寛容は、垂直的次元における二者間の形態よりも複雑である。なぜなら、相異なる要求をする二つの集団を前にした政府という構図、すなわち、

三者間で成立するからだ。政治的寛容は、この政治的情況から要請されるがために、特定の道徳原理に訴えるような寛容の正当化論では解決不可能な問題を伴う。ニューイは、この問題を政治的情況に固有の構造から指摘することになる。

本稿では、初めに、ニューイの政治的寛容論を整理し、不寛容の告発が交わされる政治的情況の〈対称性構造〉という論点を剔出する(第二節)。次に、ニューイに対する主要な反論を取り上げ、その特徴を対称性構造が成り立たない非対称性の明示に見出す(第三節)。最終的に、不寛容の告発をめぐる〈対称性構造〉と〈非対称性の明示〉の關係が、互いに打ち消しあう關係ではなく、政治的情況下の対立の複雑さに対応する關係にあると論じる(第四節)。この検討を通して、相対立する集団の〈不寛容の告発〉をめぐる理解が、現代における政治的寛容論の争点の一つであると指摘する。

二 ニューイの政治的寛容論

上述したように、寛容の政治的情況においては、二つの社会集団が特定の争点をめぐって対立し、政府はこの対立への対応が迫られる。政治的寛容論は、この場合の政策判断に関する議論といえる。しかし、ニューイによれば、これまでの

寛容の正当化論は、政治的寛容が直面する現実を考慮したも
のではない。この批判先の一人であるロールズに対する
ニューイの評価を確認しよう。

論点の一つは、取締りの対象になるべき不寛容な人々は誰
であり、それをどのように決めるのかというものである。は
じめに言及したが、『正義論』のロールズは、寛容を平等な自
由という原理から正当化し、この平等な自由を他者に認めな
い者を（不寛容派）と呼んでいた。平等な自由という原理は、
原初状態において合理的に選択される正義原理である。つま
り、誰が不寛容かは、原初状態という仮想的な理想状況にて
選択された原理から決められることになる。⁽¹²⁾

この原理は、誰が不寛容かを定めるばかりでない。不寛容
派への寛容を正当化し、同時に不寛容派の自由を制約する根
拠にもなる。不寛容派の自由の制限は「正義にかなう憲法―
その原理は不寛容派も原初状態で承認すると考えられる―の
もとにおける平等な自由のためになされる」⁽¹³⁾。不寛容派は、
正義にかなう自由の制度である憲法を危険に晒し、この制度
に従って生きる寛容派の安全を損ねるという一線を越えない
限りは、寛容に処されるべきだとロールズは論じている。

ロールズの議論構成は、原初状態において承認するはずの
原理を現実社会においては認めない者として不寛容派を捉え

る。そのため、不寛容派は当該の社会において、周囲からも
政治的にも寛容に処遇されない可能性があると自覚してい
る。この寛容派と不寛容派という対立は、リベラルな憲法体
制の擁護者と挑戦者の対立という構図になっている。不寛容
は憲法規範への反抗を意味し、その対応としての政治的寛容
は、寛容の正当化論の応用事例として扱われる。

だがニューイによれば、このロールズの議論は、現実社会
における政治的寛容の複雑な諸相を枠づけるものではない。
ロールズの難点は、仮想的な状況で選ばれた原理から誰が不
寛容かを特定化する手法にある。⁽¹⁴⁾ とりわけ自由民主主義の条
件において、どの集団が不寛容かは、ロールズが想定するよ
うに事前に決まるわけでも、合意が得られるわけでもない。
現実の対立の中では、誰しも相手を「不寛容」だと名指し、
告発することが可能であり、そのどちらが真に不寛容かを原
理的に決めることは難しいからだ。この不寛容の告発という
観点から、ニューイの議論を整理したい。

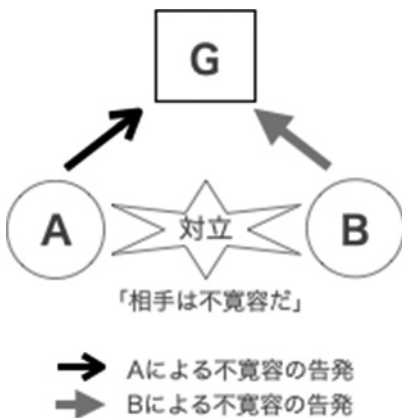
まず、ニューイによる寛容の定式から、不寛容の意味を確
定することに伴う困難について説明する。⁽¹⁵⁾ 寛容を意味する英
語の tolerance および toleration は、「耐える」「我慢する」と
いう語義を持つ。ニューイは、この語義を元手に概念分析を
用い、行為者が、ある理由から特定の対象を拒否し、かつ干

渉する力を持つにもかかわらず、一定の理由から干渉しない行為として寛容を定式化する。寛容は、①拒否の理由、②干渉をしない理由、③干渉力の抑制から特徴付けられる。このうち、②は、寛容に規範的価値を与え、寛容を保持すべき理念とする。他方、①は、寛容を他の道徳的理念から区別させるが、他者への嫌悪や差別心を温存させるため、寛容を理念とみなすべきかという疑いを常に招く⁽¹⁶⁾。

この定式化は、あくまで寛容の形式に注目したものである。ニューイは、寛容の理由をいかなる原理に基づかせるべきかという議論は展開せず、寛容概念の形式の分析に集中している。この分析は、誰が不寛容なのかという問いがいかに論争的であるかを説明する。実際、接頭語「不」を伴う不寛容(intolerance)は、寛容の打ち消しであるが、寛容の何をどのよう⁽¹⁷⁾に打ち消しているのかは一意ではないことがこの定式からも分かる。例えば、③の抑制がなされずに干渉的であること、②の理由が十分に根拠づけられないこと、①の理由が非常に耐え難い内容であること、いずれか一つでも問題になる場合、不寛容だと指摘される。さらに、ルールズが懸念するように、②の理由を制度的に体现する憲法体制を揺るがす振る舞いも不寛容のカテゴリーに入るだろう。

以上のように、誰かを不寛容と告発する際の筋道は現実

図1 寛容の政治的情况



は幾つもある。そのため、寛容の政治的情况下にある集団が、対立相手を不寛容だと告発することは比較的容易である。ニューイは、対立する集団(A・B)が政府(G)に対立相手への介入や不利益になる政策を要求する政治的情况から、政治的寛容の理論化を試みている(図1)。

政治的寛容論は、対立する集団間の異なる要求を政府がどのように聞き入れ、実行するかという議論である。寛容の政治的情况においては、二つの集団は、何らかの事件がきっかけで対立を表面化させている⁽¹⁸⁾。この情況において政府は、両者の言い分を吟味し、いかなる決定を下すか判断しなければ

ならない。ここでのニューイの関心は、いかなる決定が真正の政治的寛容として正当化できるかの探求にはない。⁽¹⁹⁾ そうではなく、この状況において政治的寛容は、通常の意味での寛容とは別種のものであるというのが彼の導き出した主張である。この主張を支えるのが、対立する集団間の不寛容の告発という事態の分析である。ムハンマドの風刺をめぐる論争を事例に彼の立場を明らかにしよう。

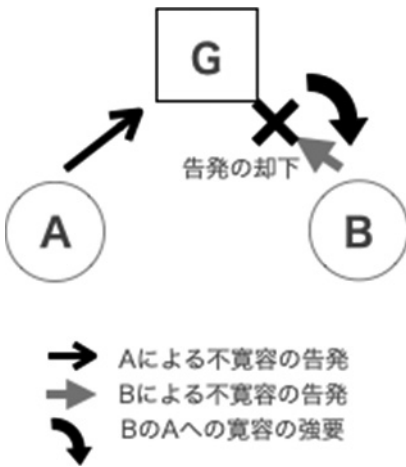
イスラームを創始した預言者ムハンマドは、イスラーム教徒にとって崇敬の対象である。ある小説家が、ムハンマドの生涯をモチーフに風刺作品を描き、出版したが、非常に冒瀆的であると世界中のイスラーム教徒から非難された。一方で、表現の自由という観点からは、出版に反対するイスラーム教徒は不寛容だと告発され、他方、宗教の冒瀆という観点からは、出版を擁護する人々はイスラーム教徒に不寛容だと告発された。この時、政策担当者、この二つの告発のうち、どちらかをより妥当性があると判断し、出版を許可するか、許可しないかを定めることができる。

この選択は、どちらも寛容でありうるが、同時に不可避的に不寛容を意味するとニューイは考える。⁽²⁰⁾ 政府は市民社会における相異なる不寛容の告発を両方とも勘案する第三者の立場にある。そのため、出版の許可は、イスラーム教徒から不寛

容と告発された対象の寛容を意味し、出版の不許可は、表現の自由を擁護する者から不寛容と告発された対象の寛容を意味する。この時、自らの告発が採用されずに却下された集団は、政府の決定に従い、不寛容な集団への寛容を強いられる。これが政治的寛容の構図である(図2)。

ニューイによれば、不寛容だと告発した相手への寛容が国策担当者によって強いられることは、不寛容の一種となる。政策担当者からすれば、不寛容を認める決定であり、認めがたい相手への寛容の強要と受け止められるからだ。

図2 政治的寛容の基本図式



この一連の議論が示唆するように、政治的寛容は、二者間で成立する寛容からの単純な類推からは理解できない。寛容は、主体による客体への自発的な自己抑制であり、徳の一種とも考えられるが、政治的寛容は、ある対立の中で不寛容と告発された者を、強制的に自己抑制させることを意味する。そのため、寛容の正当化論と政治的寛容の正当化論は、正当化の対象も目的も異なる。前者が、態度や行為、徳としての寛容を正当化するのに対し、後者は、不寛容とされる集団の行動を制約または禁止する政策を正当化する²¹。

ニューイが記述する政治的寛容モデルの特徴は、(a)対称性構造による正当化の条件付けと、(b)二者間をモデルとした寛容との区別にある。(a)の「対称性構造」²²とは、ニューイが描く寛容の政治的情況の重要な特徴である。ニューイは、図1のように、対立する集団間は、同等に不寛容を告発できると想定している。これは「民主主義の中核的価値としての政治的平等と自律」²³に由来し、告発の内容ではなく、告発をする民主的権利という形式において生じる対称性である。この対称性構造は、いずれの告発も一定の妥当性があるものとして政策担当者に勘案させる。政治的寛容をめぐる決定の正当化は、規範原理にのみ直接由来するのではなく、政治的情況とその現実対立にて見出される告発者間の対称性構

造に条件づけられる。

二つ目の(b)は、寛容が二者間で成立するのに対し、政治的寛容は三者間から成立するという特徴である。この違いは、政策担当者が抱えるジレンマを説明する。政策担当者、相対立する集団からの告発に挟まれるが、対称性構造と相まって、いずれの選択をしようと、どちらかに寛容の行為をし、もう一方に対立相手への寛容の行為を強要することになる。それゆえ、政治的寛容の判断をする政治的行為者を、通常の意味での寛容から理解することは「不可能」²⁴である。

この二つの特徴から、寛容の正当化論は、政治的寛容の次元においては、実際には寛容を正当化するのではなく、不寛容と告発された集団を強制的に寛容にさせるという不寛容の正当化論となることが明らかになる。政治的寛容は、不可避免的に不寛容を伴うのだ。ニューイによれば、政治的寛容につきまとう不寛容の問題は、民主的手続きを介することで表面化し、対立の調停よりは悪化を、秩序の安定よりは不安定を招くことになる²⁵。

三 政治的寛容の対称性構造批判

対立する集団同士は、互いを不寛容と告発するが、どちら

の告発が正しいのかを政府側は原理的に決定できないままに政治的寛容の判断を下す。ニューイは、市民社会における不寛容の告発という観点から、現代の自由民主主義体制に特有の対立と、十六・十七世紀の国家観に由来する政治的寛容との間の緊張関係を示しているともいえる。⁽²⁶⁾この三者間関係で成立する政治的寛容のモデルは、その後の政治的寛容論のパラダイム事例となっている。

主な論争点は、ニューイの政治的寛容論の二つの想定に向けられている。一つ目は、寛容も政治的寛容も、行為や態度、徳ではあっても、政治理念ではないという想定である(ニューイは寛容の概念分析を非常に緻密に展開するが、リベラルな社会を統制する政治理念として寛容を捉えることは放棄している)。二つ目は、対立する集団間での不寛容の告発が、自由民主主義の条件下では対称性の構造をとるという政治的情况をめぐる想定である。主要な批判として、ピーター・ジョーンズとアンナ・エリザベッタ・ガレオッティの政治的寛容論を取り上げることしよう。

(一) 告発者の立場性

ジョーンズは、政治的寛容をリベラルな社会が実装するルールという点から再構想する必要性を説いている。⁽²⁷⁾ジョー

ンズによれば、ニューイは、寛容の政治的情况を強調するあまり、政治的寛容の理念を見失っている。寛容そのものは、他人の生活や慣行に賛同しない行為者の行為かもしれないが、リベラルな理念としての政治的寛容は、他者から賛同されない生活や慣行でも自由実践できる権利の保障を本題とする。だが「政治的寛容」という語は、十六・十七世紀の寛容な支配者の像に彩られ、現代にそのまま適用するならば、政府や社会的多数派の抑制的振る舞いを意味し、現代では「役立つたない」ため、「我々は、政治的寛容を政府や多数派の態度や気まぐれの中に位置付けるのではなく、社会の法的・政治的編成のうちに位置付けるべき」⁽²⁸⁾である。

こうした理解を背景に、ジョーンズは、不寛容の告発をめぐるニューイの対称性構造を批判する。⁽²⁹⁾ジョーンズは中絶論争を題材に対称性構造の問題を検討している。中絶を女性の選択肢の一つであると賛同する「プロチョイス」の市民達(C)と、中絶は胎児殺害であるとして反対する「プロライフ」の市民達(L)がいる。両者は、中絶を禁止する法案をめぐる、互に対立している。この場合、対称性構造は、(1)LがCの行為を容認しないことと、(2)CがLの行為を容認しないことが、同様の意味で「不寛容」と扱えることを意味する。⁽³⁰⁾

ジョーンズは、対立相手を不寛容と告発する者を、行為主

体 (agents)、傍観者 (observers)、受難者 (patients) という三種類のカテゴリから論じる⁽³¹⁾。行為主体とは、ある行為を自らの行為主体性 (agency) として発揮する者である。傍観者は、他者の行為を観察し、評価する者である。受難者は、ある行為によって、自らの行為主体性が切り詰められる者である。ジョーンズは、相手を不寛容として告発することが、この三者に依りて、どのように異なるかを吟味し、受難者からの告発こそが、不寛容の正当な告発とみなされるべきだと主張する。

ニューイの対称性構造の問題は、自らの行為主体性を切り詰められる心配のない行為主体や傍観者の告発する不寛容と、反対者の行為によって、行為主体性が切り詰められる受難者の告発する不寛容とを同等にしている点にある。これに対し、ジョーンズは、寛容を行為主体性の確保のためのルールを統制する政治理念とし、不寛容を行為主体性の切り詰めに告発するための語と位置付けるよう提案する。その際に問題視されるのが傍観者である。傍観者は、論争の対象となる生活や慣行の実践者でも、それによって行為主体性が切り詰められている受難者でもない、いわば非当事者である。にもかかわらず、傍観者があつかも受難者として、特定の人物や慣行を「不寛容だ」と告発する事態をジョーンズは問題化する。

る。このようにジョーンズは、告発者の立場性の違いを描くことで、ニューイの対称性構造が見かけ上のものであると示唆している⁽³²⁾。

ジョーンズは、告発の非対称性を発見し、政治的に対処すべき不寛容を特定化する。この特定化の手段によって、寛容を強いることが正当な対象を見つけることが可能となる。不寛容の告発の対称性を見破る方法を導出することは、ニューイが「ナンセンス」⁽³³⁾なものに変えた自由民主主義体制下の政治的寛容に再びセンスを取り戻す手立てなのである。

(二) 不寛容への反応と不寛容の区別

ガレオッティもまた、ニューイの議論には「腐食的な力」⁽³⁴⁾があると批判し、政治的寛容を救い出す試みをしている。ガレオッティは、リベラルな社会において、市民が法的には平等に処遇され、市民間に対称的な関係にあることを確認する。しかし、この対称性は、法のおよび道徳的な想定であり、現実社会を生きる市民間の関係性が対称的であるとは言いがたい。例えば移民集団や性的少数者は、この対称性を求め、法的な平等政策を求めるが、実際にこの政策が押し進められようと、それによって現実社会から敵意・差別心がなくなるわけではない。そのため、ガレオッティは、中立主義的なりべ

ラリズムを支持しつつも、少数派の社会的包摂に取り組む上では不十分であると考える。

ガレオッティは、社会権力上の差異とそれに伴う社会的排除を是正し、少数派の社会的包摂へと方向付けるためのリベラルな政治構想として（承認としての寛容）を提唱している⁽³⁵⁾。ここで問題になるのは、政府を通した公共的な寛容の政策が、多数派が少数派に抱く嫌悪を温存させたものとして理解してよいかどうかである。ニューイを含め、伝統的な寛容の概念を重視する者からすれば、よいかどうかの問題ではなく、定義上、特定の対象への不賛同や嫌悪は必須条件である。これに対し、ガレオッティは、政治的寛容の次元においては、リベラルな政府は、社会権力上の差異に配慮し、少数派の社会的包摂と象徴上の承認という肯定的な理由から決定すべきだと論じている。「問題となる差異が寛容されるのは、それが危害原理を侵害していないからではなく、その差異の担い手の十分な包摂のためである。さらに、差異の公共的存在を正統づけることで、その差異と担い手の居場所を作り、社会的慣習を調整し、社会的基準を修正する⁽³⁶⁾」のである。

こうしたガレオッティの観点からすれば、ニューイの政治的寛容論は、リベラルな法の支配のもとでの市民間の対称性と、少数派への嫌悪を伴う社会権力上の非対称性とが交差し

ている現代社会の歪みに向き合うものではない。ガレオッティは、この問題を明らかにするために、ゲイプライドパレードの事例を取り上げる⁽³⁷⁾。同性愛嫌悪を攻撃的に表示するホモフォビアの集団と、プライドパレードを開催する集団は、ニューイの政治的寛容のモデルにおいては、互いに不寛容を告発していることになる。パレードの実行者からすれば、ホモフォビアの集団が嫌悪の表示とパレードの阻止を試みることは不寛容である。ホモフォビアの集団からすれば、パレードの実行は、異性愛規範への脅威であり、自分たちへの示威を意味する点で不寛容である。

ガレオッティは、ニューイの政治的寛容論をいくつかの角度から掘り崩している。まず、上述した承認としての寛容の観点からすれば、少数派の社会的地位に顧慮した政治的寛容の決定、すなわちパレードの許可が正当化される。ホモフォビアは、パレードの社会的実践を受け入れるように強いる不寛容だとみなすだろうが、その種の不寛容は、承認の観点から正統とみなされるだろう。

しかしガレオッティは、この理路を直接は採用しない。不寛容の告発における対称性構造を崩す際に、その告発者が少数派か、多数派かという立場性ではなく、不寛容の定義から論じている。ガレオッティが注目するのは、（不寛容）と（不

寛容への反応 (responses to intolerance) の違いである³⁸。ガレオッティによれば、前者は、元々の拒否や異議が「他の人々にかかわる (other-regarding)」³⁹。これに対し、不寛容への反応は、自分たちに事前に向けられた不寛容に対抗した「本人のみにかかわる (self-regarding)」³⁹。「ゲイプライドに抗議する者たちは、ゲイであることを表明することが自分たちの信念を害し、社会の道徳的基礎を汚染するために、耐えがたいと主張する⁴⁰」が、ガレオッティによれば、このパレードへの抗議は不寛容に属する。たとえば、自分たちへの不寛容だと主張しようとも、元々の同性愛嫌悪とその表示が「他の人々にかかわる」からだ。これに対し、パレードの開催は、同性愛嫌悪に基づく不寛容ではなく、同性愛嫌悪に基づく不寛容に抗するための反応である。

この区別は、少数派による抗議を不寛容の一種として同列に扱わないために重要となる。「もしKKKが非白人に対する嫌悪感から、白人至上主義の象徴をすべて表示し、威嚇の力を行使して人種差別的なデモを行うとすれば、それは不寛容の表示であり、威嚇の目的で公然と嫌悪感を表示していることになる。アフリカ系アメリカ人が、自分たちを人種集団として対象とするこの種のデモに抗議するならば、人種差別的な表示を止めようとする彼らの主張は、不寛容ではなく、

より適切には、不寛容への反応である。同様に、モスクの建設に反対し、建設現場に豚の血を流す人々は、不寛容に行動しているが、そのような行動に抗議するイスラム教徒は、彼らに向けられた不寛容に抵抗しているのである⁴¹」。

以上のように、ガレオッティは、自己防衛の一種として不寛容への反応を捉え、パレードは不寛容にあたらないと主張する。この主張は、承認としての寛容というガレオッティ自身の政治構想にもかなうが、不寛容の定義から告発の非対称性を描くアプローチは、ニューイの政治的寛容論へのより内在的な批判を可能にしているといえる。

本節では、ニューイに対する主な反論を二つ確認してきた。両者は、告発者の立場性か、不寛容の定義か、という重要な相違点があるものの、寛容の政治的情況における二つの不寛容の告発の間に非対称性を見出すというアプローチにおいて共通している。次節では、この非対称性の明示が何を意味するかを考察したい。

四 非対称性の明示とその限界

ジョーンズとガレオッティは、政治的寛容を自由民主主義体制下において保持すべき理念として位置付けるという目的

から、不寛容の告発の非対称性を論じている。ここでは、それぞれの非対称性の明示方法の内容の検討は行わない。⁽⁴⁾注目したいのは、両者に共通する非対称性の明示というアプローチが、ニューイの議論全体を退けるものにはなっていない点である。

繰り返しになるが、ニューイの想定する政治的情况においては、対立する二者による不寛容の告発が対称性構造をとるために、政策担当者はジレンマを抱えることになる。このジレンマは、(a)二つの告発が対称性構造によって、どちらも一定の妥当性があるとみなされ、政策判断を複雑にし、さらに(b)三者間から成立する政治的寛容においては、正当化理由にかかわらず、政治的行為者の選択は、どちらかに寛容であり、もう一方には対立相手への寛容を強要する不寛容になるというものであった(第二節)。

不寛容の告発が、対称性をとらないと主張することには、少なくとも二つの意義がある。第一に、非対称性の明示は右のジレンマのうち(a)を解消する。政策担当者は、不寛容の告発を仕分けする基準から、どの告発を考慮に入れるべきか確定できる。第二に、この基準は、告発されている不寛容の内実にも踏み込むため、(b)において強要として問題になる国家対応がいかなるものであるべきかという指針も与え

る。

だが、こうした意義にもかかわらず、非対称性の明示には限界がある。それは(b)を緩和はしても解消はしないという限界である。なぜならこの明示は、ある不寛容の告発を真なものとしてそうでないものに仕分けるが、後者として跳ね除けられた集団が、その仕分けを受け入れるとは限らず、なお対立相手を不寛容だと告発し続ける余地は残るからである。その場合、たとえジョーンズやガレットの定義する不寛容の基準に合致せずとも、強要される者たちは「不寛容」な者らへの寛容の強要、国家による「不寛容」とみなし続けるだろう。

以上から、非対称性の明示というアプローチの特徴は明らかのように思える。非対称性の明示は、寛容の政治的情况に置かれた政策担当者に指針を与え、ニューイのジレンマを緩和させる。不寛容の告発の非対称性基準は、寛容の名の下の政策を合理的に決定するためには必要不可欠と言える。しかし、この基準は、そこで採択される政策が、対立の渦中にある特定集団には寛容の強要となり、不寛容な政策として受け止められようという事態の理解に貢献することはない。非対称性の基準は、政策プロセスにおいて考慮すべき不寛容の告発を裁定するという限定的な役割のみを担うからだ。

これに対し、対称性構造は、誰もが民主的な権利として、不寛容を告発できるという原則から導出されている。これは市民社会内部でなぜ寛容や不寛容という言葉が、政治言説として用いられ、特有の対立を生み出すことになるかを説明する。この対称性構造は、対立の原因やその複雑さを示すとしても、政府がいかなる決定を下せば、その対立が解決できるかという手がかりを提供するわけではない。

このように考えるならば、不寛容の告発に関する対称性構造と非対称性の明示という論点は、政治的寛容が取り組むべき政治的情況において交差している二つの次元―水平的関係と垂直的關係―の別々の課題に対応している。政治的寛容をめぐる理論は、この交差する二つの次元のそれぞれに特有の不寛容の告発という問題をどのように理解するかにかかっているとと思われる。この理解の違いは、社会対立の調停におけるリベラルな政府の役割をめぐる理解の違いに対応している。ガレオッティのように、政治的寛容をリベラルな理念と位置付け、政府の積極的役割を重視する論者は、非対称性の明示を通して、政治的寛容のための合理的な判断材料を提供している。その判断材料は、政府が対応すべき不寛容な人々と彼らに反応せざるを得ない社会的少数派という構図を特定化する材料になる。

ニューイは、ガレオッティとは反対に、自由民主主義の条件下での不寛容の告発の対称性を強調し、政治的寛容が社会的対立の解決のために有効に機能するわけではないと主張する。「寛容に訴えかけることは、しばしば、政治的対立を解決するためではなく、対立を永続させるために行われているように思われる」と述べるニューイは、政府による働きかけを通して社会内の寛容を方向付け、承認の問題を解決できるとするガレオッティのような論者の寛容論には懐疑的である⁴⁴。

寛容を強いる政策が、特定の理論からは十分に正当化されようとも、それを不寛容と受け止める人々がいる以上、その種の政治的寛容は、社会の中に紛争と扇動の火種を燻らせ続けることになる。この点でニューイは、ジョーンズやガレオッティと異なり、政治的寛容の役割を限定的に捉える必要性を説いている⁴⁵。

まとめると、政治的寛容論における非対称性の明示は、垂直的關係における政府による寛容の政策のためには重要な判断材料にはなるが、それを市民社会の水平的関係における対立の認識に単純に適用するならば、ある集団が不寛容の告発を通して訴えようとしていることを捉え損ねさせる恐れがある⁴⁶。水平的関係での不寛容の告発は、自由民主主義社会の対称性構造を所与のものとし、対立相手の不寛容の理解に努

め、対応を考える必要もある。もし、この水平的関係における営みぬきに、非対称性の明示に訴えた垂直的關係による対立の調停に期待を置くのであれば、さらなる憤懣の引き金にしかならないだろう。不寛容を告発する声を、社会に内在する対称性構造と理論家による非対称性の明示の間の緊張関係から認識することは、政治的寛容論が取り組むべき対立の所在を示し、さらに、その対立の対応のために行使される権力への洞察を鍛え直す一助となる。

五 結び

本稿では、近年の政治的寛容をめぐる論争の火付け役とも言えるグレン・ニューイの議論とニューイ批判を取り上げ、現代の政治的寛容論において、寛容の政治的情況における不寛容の告発をめぐる対称性／非対称性が主要な論点となっていることを示してきた。この対称性／非対称性は、単にコインの裏表のような関係にあるのではなく、政治的寛容において複雑に交差する水平的次元と垂直的次元の差異に対応するものであると本稿では指摘した。

最後に、本稿で中心的に取り上げたニューイについて紹介しておきたい。英国出身の政治理論家であるニューイは、寛

容論研究においてはスーザン・メンダスとジョン・ホートンの弟子、またガレオットティやライナー・フォアストのライバルとしても知られ、現代寛容論の最重要人物の一人である。また、ニューイは、ホップズ研究においてはリチャード・タツクの教え子であり、『リヴァイアサン』の解説書も執筆している。さらに二〇〇一年の著作『アフター・ポリティックス』は彼を近年の政治的リアリズム論争の先駆けとして有名にしている⁽⁴⁷⁾。リアリズムと寛容、安全保障の関連など、現代寛容論の重要な論点を提示している⁽⁴⁸⁾。

現代政治理論において、寛容論が、何を課題とし、いかなる論点をどのように探求する研究分野であるのかは、いまだ不明瞭のように思われる。本稿は、政治的寛容を手がかりに、その一端を示すことを試みた。互いが互いを不寛容だと憎み、詰り合うような社会対立の渦中で、国家による強制は、寛容を促すのか、それとも頓挫させるのか。本稿で別出したこの問題については、筆者自身の宿題として別稿で論究することにした。

注

(1) 川出良枝「政治的寛容―ポリテイク派からピエール・ベールへ―」『思想』第一一四三号、二〇一九年、一六一

→一七六頁。引用は一六一頁。

- (2) 該当箇所は以下にある。John Rawls, *A Theory of Justice: Revised Edition*, Harvard University Press, 1999, sec.34.5 (川本隆史・福岡聡・神島裕子訳『正義論 改訂版』紀伊國屋書店 二〇一〇年、第三四節、第三五節)。
(3) それぞれの代表的な議論としては、以下がある。

- Susan Mendus, *Tolerance and the Limits of Liberalism*, Atlantic Highlands: Humanities Press, 1989, esp. ch.5 (谷本光男・北尾宏之・平石隆敏訳『寛容と自由主義の限界』ナカニシヤ出版、一九九七年、特に第五章)。Joseph Raz, 'Autonomy, Tolerance and the Harm Principle', in Susan Mendus (ed.), *Justifying Tolerance: Conceptual and Historical Perspectives*, New York: Oxford University Press, 1988, ch.7 (森際康友訳『自由と権利—政治哲学論集』勁草書房、一九九六年、Ⅷ章)。Brian Barry, *Justice as Impartiality*, Oxford: Clarendon Press, 1995, esp. pp. 168-73. Michael Walzer, *On Tolerance*, New Haven: Yale University Press, 1997 (大川正彦訳『寛容のふたつ』ちくま書房、二〇〇三年)。
(4) Dario Castiglione and Carriona McKinnon, 'Introduction', *Tolerance, Neutrality and Democracy*, London: Kluwer Academic Publishers, 2003, esp. pp.2-3.
(5) 例えば Will Kymlicka, *Multicultural Citizenship: A Liberal Theory of Minority Rights*, Oxford: Oxford University Press, 1995, esp. ch.8 (角田雄之・石山文彦・

山崎康仕監訳『多文化時代の市民権—マイノリティの権利と自由主義』見洋書房、一九九八年、特に第八章)、松元雅和「現代自由主義社会における寛容—少数派文化権の是非をめぐる一考察—」『法学研究』第八二号(八)、二〇〇九年、四九—七六頁。Peter Balint, *Respecting Tolerance: Traditional Liberalism and Contemporary Diversity*, Oxford: Oxford University Press, 2017.

- (9) T. M. Scanlon, 'Difficulty of Tolerance' in David Heyd (ed.), *Tolerance: An Elusive Virtue*, Princeton: Princeton University Press, 1996, ch.12.

(10) Glen Newey, 'Is Democratic Tolerance a Rubber Duck?', *Res Publica* 7, 2001, pp.315-36.

- (8) 一連の論争については参照。Peter Jones, 'Making Sense of Political Tolerance', *British Journal of Political Science*, 37 (3), 2007, pp. 383-402. Glen Newey, 'Political Tolerance: A Reply to Jones', *British Journal of Political Science*, 41 (1), 2010, pp. 223-7. Peter Jones, 'Political Tolerance: A Reply to Newey', *British Journal of Political Science*, 41, 2010, pp.445-7. Peter Balint, 'Not Yet Making Sense of Political Tolerance' *Res Publica*, 18(3), 2012, pp. 259-64. Peter Jones, 'Legalising Tolerance: a Reply to Balint' *Res Publica*, 18(3), 2012, pp.265-70.
(6) Mendus, *ibid.*, pp.8-9 (邦訳『前掲書』一三—一五頁)。
(7) バローレスの「正義の情状」(circumstances of justice)を踏まえた名称は、(Rawls, *ibid.*, sec. 22)°

- (10) 寛容の状況における水平と垂直という次元の区分はメンタスではなくガルゼン・ヴァルデスの用語法に負っている。Garzon Valdes, Ernesto, 'Some Remarks on the Concept of Toleration', *Ratio Juris*, 10(2), 1997, pp.127-38.
- (11) 2の交差に7については、次の文献を参照: Ferretti, M.P. and Læggaard, S., 'A Multifrelational Account of Toleration', *Journal of Applied Philosophy*, 30, 2013, pp.224-38.
- (12) 該当箇所は、Rawls, *ibid.*, sec. 34 (邦訳、前掲書、第三四節)を参照。
- (13) Rawls, *ibid.*, p.193. 引用は邦訳、前掲書、二九九頁。
- (14) ニューイのロールズ批判は広範におよぶ。こので紹介している『正義論』批判は、Glen Newey, *Virtue, Reason and Toleration: The Place of Toleration in Ethical and Political Philosophy*, Edinburgh: Edinburgh University Press, 1999, pp.1624. 444を、Newey, 'Is Democratic Toleration a Rubber Duck?' の pp. 320-1を参照。後期ロールズの著作である『政治的リベラリズム』批判は、Newey, 'Is Democratic Toleration a Rubber Duck?' pp. 330-3. 444を、Glen Newey, *Toleration in Political Conflict*, Cambridge: Cambridge University Press, 2013, ch.4を中心になられている。また、リアリズムの立場からのロールズの方法論への包括的批判は、Glen Newey, *After Politics: the Rejection of Politics in Contemporary Liberal Philosophy*, London: Routledge, 2001.
- (15) 2の寛容の定式のコンパントな説明は、Newey, 'Is

Democratic Toleration a Rubber Duck?' の pp.316-9を参照。より詳細な分析としては、Newey, *Virtue, Reason and Toleration* の chs.1-3を参照。本稿では、紙面と議論の都合から、寛容概念の複雑な議論は割愛している。そのため、toleration と tolerance の区別も含め、厳密な議論はできている。別稿にて論じることにした。

- (16) 2の代表的な議論として、以下を参照。Wendy Brown, *Regulating Aversion: Tolerance in the Age of Identity and Empire*, Princeton: Princeton University Press, 2006 (向山恭一訳『寛容の帝国―現代リベラリズム批判』法政大学出版局、二〇一〇年)。

(17) これはニューイ自身の説明ではなく、筆者なりの理解である。ニューイは、寛容を厳格に定義するが、不寛容に関しての一貫した説明を試みてはいない。その原因は、寛容では「ない」ということが、寛容を構成する諸要素の部分否定やその組み合わせによって成り立つからだろう。実際、ニューイは、寛容概念を二十六もの命題から分節化している (Catriona McKinnon, 'Virtue, Reason and Toleration by Glen Newey', *Mind*, 111(441), 2002, pp. 156-8)。その否定となる「不寛容が意味しているものは膨大になろう。

- (18) ニューイの「寛容の政治的情况」の理解に由来する。このことは、この説明は、Newey, 'Is Democratic Toleration a Rubber Duck?' の pp.319-24を参照。
- (19) 例えば、Newey, *Virtue, Reason and Toleration* は、序

文に「応用倫理学を意図していない」(p.1)とあり、寛容を道徳的に正当化する原理の探究も、その現実への応用も放棄している。彼は「哲学の仕事は、どのようにならぬか(あるいはいつ)寛容になるかについて指示を出すことではない」(p.175)と述べ、現実には生きる人々に寛容になるべき理由を教え説くような方法には批判的である。

- (20) *Ibid.*, ch.5, esp. pp.151-4を参照。また、Newey, 'Is Democratic Toleration a Rubber Duck?' の pp.325-7を参照。
- (21) ニューイの論文タイトルが示唆しているように、寛容と政治的寛容は、アヒルとゴム製アヒルの違いほどに別種のもの、異なるカテゴリーに属する。
- (22) Newey, *Virtue, Reason and Toleration*, p.167, 'Is Democratic Toleration a Rubber Duck?', pp.321-3.
- (23) *Ibid.*, p.325.
- (24) Newey, *Virtue, Reason and Toleration*, p.165, cf. p.180, 'Is Democratic Toleration a Rubber Duck?', p.325.
- (25) Newey, 'Is Democratic Toleration a Rubber Duck?', pp. 324-30.
- (26) 「民主的に選出された政治家は、寛容が政治理念として初めて定式化された初期近代の特権階級の統治者たちが知る由もない圧力に直面している。この圧力は、嫌悪される慣行の許可の要求よりも、嫌悪される慣行の制限や明白な禁止の要求として表現される。」(*ibid.*, p.315)
- (27) この節のジョーンズの議論は Jones, 'Making Sense of

Political Toleration'の内容に依拠している。

- (28) *Ibid.*, p.386.
- (29) *Ibid.*, p.394. ジョーンズは「対称性請求 (symmetry claim)」という名称を用いているが、(29)ではニューイの元々の用語法である「対称性構造」を採用している。ジョーンズは対称性が構造化された所与のものとは認めなため、「請求 (claim)」を表現しつつあると推測される。
- (30) *Ibid.*, p.392.
- (31) *Ibid.*, pp.394-9.
- (32) *Ibid.*, p.398.
- (33) Jones, 'Political Toleration: A Reply to Newey', p.445.
- (34) Anna Elisabetta Galeotti, 'Glen Newey's Critique of Political Toleration', *Anno LII*, nn. 225-226, maggio-dicembre, 2019, p.16.
- (35) ガレオットーの著者として以下を参照。Anna Elisabetta Galeotti, *Toleration as Recognition*, Cambridge: Cambridge University Press, 2002. (承認としての寛容) 論じるところは、山下孝子「リベラリズムから承認へーガレオットー「承認としての寛容」論をめぐって」『法学政治学論究』第七〇号、二〇〇六年、一六五〜一九八頁)。
- (36) Galeotti, 'Glen Newey's Critique of Political Toleration', p.32.
- (37) *Ibid.*, p.35.
- (38) *Ibid.*, pp.34-6.

- (36) *Ibid.* pp.36-7.
- (40) *Ibid.* p.35.
- (41) *Ibid.* p.35.
- (42) 例えば、行為主体、傍観者、受難者は、明確な線引きができるわけではない点については、以下を参照。Newey, 'Political Toleration: A Reply to Jones', pp.223-7. また、ガレオッティは不寛容と不寛容への反応を区別する際、前者を「最初の異議 (original objection)」(Galeotti, 'Glen Newey's Critique of Political Toleration', p.34) に基づかせるが、何をめぐって「最初」とするかは議論の余地があるだろう。また、ガレオッティはこの「最初」を吟味し、寛容の範囲を特定化する役割を国家に認めているように、国家への期待は大きい (*ibid.* p.25)。
- (43) Glen Newey, *Toleration in Political Conflict*, Cambridge: Cambridge University Press, 2013, p.2.
- (44) ガレオッティに対する批判的言及としては、Newey, 'Toleration in Political Conflict', p.31. また、Glen Newey, 'Toleration, Politics, and the Role of Murality', in Williams and Waldron (eds.), *Toleration and Its Limits: NOMOS XLVIII*, New York: New York University Press, 2008, pp.360-91.
- (45) Newey, *Toleration in Political Conflict*. 中では、国家はテロを寛容するべきかどうかという論点を扱って ch.7 と ch.9 は重要である。
- (46) おそらく、ここには、政策判断のプロセスにおいて考

慮されるべき／されるべきではない不寛容の告発の区分、不寛容である／でないの区分といった論点が潜んでいる。本論では、取り上げられなかったが、この政治的寛容のプロセスを条件づける諸論点は、後期ロールズの公共的正当化論やライナー・フォアストの寛容の尊敬構想を評価する上で重要になるだろう。この点は、また別稿で論じることしたい。

(47) ニューイの学術上の業績については、彼の追悼を記念した以下の特集号が参考になる。Anno LIV, nn. 225-226, maggio-dicembre, 2019, pp.3-242.

(48) 政治的リアリズムと現代寛容論についての研究のうち、バーナード・ウィリアムズに注目したものとして、山岡龍一「政治的リアリズムの挑戦—寛容論をめぐって—」(『ニクス』第四号、二〇一七年、二二六—二四九頁)がある。